

2020年9月29日

各 位

パンチ工業株式会社

第46回定時株主総会における議決権行使の集計について

当社は、2020年6月25日開催の当社第46回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）について、議決権行使書の到達期限を2020年6月24日午後6時と定めておりましたが、一部の議決権行使書が到達期限前に到達していたにもかかわらず、有効な議決権として集計されなかったことにより、本総会の議決権行使結果に反映されていないことが判明しました。

当社は、定款に基づき株主名簿管理人を設置することとしており、株主名簿管理人として三井住友信託銀行株式会社（以下、「SMTB」といいます。）を選任しており、本総会における議決権の事前行使の集計は株主名簿管理人であるSMTBが行っておりました。SMTBからは、その持分法適用会社で議決権集計業務の再委託先である日本株主データサービス株式会社において、議決権の行使期限前に到着した議決権行使書の一部を集計の対象から外していたとの報告を受けております。

上記報告を受けて、改めて調査を行った結果、本総会において集計の対象から外された議決権行使書は23枚、その議決権数は658個（議決権比率0.30%）であることが判明しましたが、本総会におけるいずれの議案の可否決の結果にも影響を与えるものではないことを確認しております。

なお、本件に関連して、2020年6月30日に提出した臨時報告書の訂正を予定していることを併せてご報告申し上げます。

以上